

第1 教育理念・教育目標

1 教育理念・目標の設定

(1) 建学の精神・教育理念

本県では、平成元年の「大学高等教育の推進に関する懇談会」「看護職員確保対策協議会」の提言を受けて、平成2年12月に知事の諮問機関として、「県立看護系短期大学設立検討委員会」を設置した。

検討委員会では数回の審議を踏まえ、平成3年3月に当該短期大学には、看護学科、地域看護学専攻、助産学専攻を設置すべきとする内容の報告書が提出された。県は検討委員会の提言を受けて、平成6年4月に看護学科単科の3年制の短期大学として、新潟県立看護短期大学を開学した。さらに平成9年度4月からは、地域看護学専攻及び助産学専攻からなる専攻科を開設した。

本学の教育理念・目標については、新潟県立看護短期大学条例第1条に「本学は、看護に関する高度の専門的知識及び技術を教授研究し、人間性豊かな看護婦・看護師等を育成するため、学校教育法第69条の2の規定による短期大学として新潟県立看護短期大学を設置する。」と定められている。

また、新潟県立看護短期大学学則においても、本学の目的として、第1条に「本学は、看護に関する高度の専門的知識及び技術を教授研究し、生命の尊厳という価値観に立つ豊かな人間性を育むとともに、正しい判断力と思考力をもって人に接することのできる、優れた看護専門家を育成することを目的とする。」と明確に規定されている。

2 看護学科の教育目的・教育目標

本学では、生命の尊厳という価値観に立ち、科学性と豊かな人間性、柔軟な感性を持った資質の高い看護婦・看護師を育成することを看護学科の教育目標としている。

看護は、人間の誕生から老人あるいはターミナル期にある患者まで、全ての人を対象に、健康の維持・増進、疾病の予防と早期治療及びリハビリテーションにおいて、日常生活の援助等に関与していることから、教育目標としては、

- ① 広い視野を持ち、柔軟で豊かな感性をもって患者に対応できる能力を養う。
- ② 進歩発展する医療技術に対応できる基礎的な看護実践力を養う。
- ③ 看護学の発展や看護技術の改善に貢献できるような基礎的研究能力を養う。
- ④ 保健・医療・福祉チームの一員として、他職種と連携しながら看護の役割を果たす能力を養う。

の4点を掲げている。

こうしたことから、カリキュラムにおいては、医学、看護、保健等の専門科目の講義、

演習、臨地実習を系統的に組んでいる。特に本学は社会のニーズに応えるべく、初年度より「地域看護学」「精神看護学」を開設するほか「看護学特論」を設け、学習の深まりと、生涯学習につながる自己啓発の習慣が身につくよう配慮している。

3 専攻科の教育目的・教育目標

専攻科の教育目的・教育目標としては、看護学科における3年間の学修成果を基礎とし、一貫した教育により、専門技術と知識を備えた人間性豊かな資質の高い、指導的役割を担える保健婦・保健士、助産婦を育成する。

(1) 地域看護学専攻

地域看護学専攻においては、急激な人口の高齢化、疾病構造の変化、県民の健康意識の高揚、QOL（生活の質）志向等の社会環境の変化に伴い、地域のヘルスニーズは複雑化し、ヘルスケアの継続性と包括化が求められている。このような社会環境の変化に対応するため、在宅療養者に対する適切な継続看護の実施とともに、個人の問題を集団全体の健康問題に結びつけ、健康保持増進を目指した予防活動が展開できる人材、また、保健医療福祉サービスを総合的に提供するためのケアシステムの確立に寄与できる、人間性豊かな資質の高い保健婦・保健士を育成することを教育目的としている。

また、教育目標としては、

- ① 家族を単位とした、個人の生活の営みに応じた個別援助が実施できる能力を養う。
 - ② 地域のヘルスニーズを把握し、健康問題解決のための地域看護活動が展開できる能力を養う。
 - ③ ケアコーディネーション及びケアマネジメントの機能を果たすことのできる能力を養う。
 - ④ 地域住民及び保健医療福祉関係者と共同活動ができる能力を養う。
 - ⑤ 職業意識を確立し、常に自らの業務向上のために研究努力する態度と能力を養う。
- の5点を掲げている。

こうしたことから、公衆衛生看護の基礎的な知識・技術を教授し、地区を担当する保健婦・保健士として、地域住民の健康生活の向上をめざした活動の展開ができるようにするため、カリキュラムにおいては、講義、演習、実習を系統的に組んでいる。

(2) 助産学専攻

助産学専攻においては、核家族の増加、女性の社会進出、価値観の多様化、周産期医療の進歩、出生率の低下等、母性や育児を取り巻く環境は変化し、それに伴って助産の内容も変化している。

このような社会環境の変化を考慮し、助産技術の修得、女性の生涯を通じて「生殖」

や「性」、育児に関わる指導・援助のできる実践的で高度の専門知識・技術を備えた人間性豊かな助産婦を育成することを教育目的としている。また、教育目標としては、

- ① 妊産褥婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産褥が自然、安全、安楽に経過し、産婦及びその家族がスムーズに育児が行えるように援助できる能力を養う。
- ② 分娩介助を中心とする周産期の助産技術を修得する。
- ③ 女性の一生のライフサイクルを通じて「生殖」や「性」をめぐる健康問題について、相談・教育・援助活動ができる能力を養う。
- ④ 母性機能と健康の維持・増進ができるよう、適切な社会資源の活用と調整ができる能力を養う。

の4点を掲げている。

こうしたことから、カリキュラムにおいては、助産学の基礎知識や診断技術学を教授し、社会環境の変化や保健、医療技術の進歩に対応することのできる先見性と柔軟性を身につけさせるため系統的な講義、演習、実習を行っている。

4 将来構想

(1) 将来の構想、計画

ア 将来の構想

本学は、1(1)で述べたとおり、看護に関する高度な知識及び技術を教授・研究し、人間性豊かで、かつ新しい看護ニーズに対応した指導的役割を果たせる人材を育成するとともに、県内の看護関係者に対して研修及び情報提供機能を果たすことにより、本県の保健医療水準の向上と、福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。従って、当然ながら、将来構想はこれを基盤とする。

(ア) カリキュラムについて

カリキュラムは、開学時から、本学の特色を明確にする方向性を重視してきた。

平成9年度には、省令改正によるカリキュラムの見直しを行うための「カリキュラム改正検討委員会」を設置した。同検討委員会における1年間の検討を経て、平成11年度にカリキュラムの改正を行った。なお、カリキュラム改正検討委員会は、運用面の問題を検討すべく現在も存続している。

本学は県立として、地域に密着した独自性を明確に打ち出していくことが要請されている。こうしたことから、カリキュラムについても、地域の保健医療看護のニーズを科目に反映し、優れた人材育成の基盤に立って、実践において能力を発揮できる、視野の広い看護婦・看護師等を養成するという、本学の特色を明確に表現する方向性を持って、さらに発展させていく必要がある。

(イ) 実習環境の充実と卒後教育について

看護学実習については、臨床実習指導の質の向上を目指しており、指導体制については、小グループごとに担当教員を配置し、実習受け入れ施設は、「臨床実習指導者」を配置している。

教育についての責任は教員にあり、臨床実習指導者は、実習環境の責任を持っている。この点で、実習受け入れ施設側の理解をさらに深める他、より質の高い実習環境が整備されるよう努力していくことが求められている。

特に、本学は、臨床実習指導者が、看護教育のカリキュラムを熟知し、指導において力を発揮できるような環境の提供が図られなければならない。研究生や研修について、看護管理者をも視野に入れた卒後教育の方策を構想して、開かれた看護教育の場として機能できる整備が必要である。このことは、実習環境に直接反映し、ひいては、現場における看護の質の向上を進めることになる。

(ウ) 看護教育の自立について

目的にかなう教育を行うには、教員の確保が最も重要なことであるが、これまで、新潟県においては4年制の看護教育機関がなく、看護教員の養成はなされてこなかった。教員の資格を持つ人材の不足は、全国的な問題でもある。教員の人材は得難く、県外の人材に頼らざるを得ない状況は、現在も同じである。こうした問題は、県内に看護大学・大学院を持つことによっておのずと解決できるものといえる。

幸い、本学は、唯一の県立の看護短期大学である。県内の看護教員確保を含め看護教育の自立を目指すことを本学の将来構想の骨子とすべきである。看護教育を担う教員の養成には、必然的に、大学院の構想を持たなければならない。

(エ) 4年制大学への移行と大学院の設置について

本学は平成14年度に4年制大学へ移行する予定である。本学が、4年制への移行を重要項目の一つとして掲げてきた。しかし、大学院の設立を含めた看護教育構想は平成10年度の「大学運営懇談会」で初めて述べたところである。

少子化の進行により18歳人口が減少する一方、高等教育への要求の多様化と高度化が進展する中で、県内の看護教育の将来像を模索していく力をつけていくことは必至のことである。それは、新潟県の看護教育に当たる者の責務であると言える。県内の保健福祉の目的を果たす上でも、大学院(修士課程・博士課程)の設置に向けて、具体的な検討が急がれる。